

決 議

四国地方は、温暖な気候と、海・山・川からの豊かな恵みを受け、魅力ある独自の歴史・文化を脈々と紡いできた地域である。また、急峻な地形が多い特性に加え、台風常襲地帯であるため、太平洋側では高知県を中心に降雨量が多く、各地で浸水被害や土砂災害が毎年のように発生している。一方、瀬戸内海側では、渇水による取水制限が頻繁に実施されるなど、住民生活や社会経済活動に著しい影響を及ぼしている。

令和6年1月に発生した能登半島地震の被害を目の当たりにし、また、令和6年4月の豊後水道を震源とする地震では、愛媛県および高知県において、現在の震度階級が導入された1996年以降、四国地方では初めての震度6弱を観測し、南海トラフ巨大地震災害に対する危機感や不安感が一層の高まりを見せている状況にある。

ひとたび大規模な災害が発生すれば、多くの住民の生命や財産が失われ、被災地の復旧・復興には莫大な費用と年月を要することとなる。平成30年7月豪雨により、自然災害の猛威を経験した我々にとって、防災・減災の取組は喫緊の課題であることから、地域安全度の向上は悲願であり、後世のために継続して実施すべき責務である。

これまで、四国地方では「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」により、堤防等の整備が前倒しで実施され、再度災害防止対策が着実に進められている。しかし、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化が近年顕著化しており、その影響を踏まえ各水系の河川整備基本方針や河川整備計画の変更が予定されるなど、今後は「事前防災対策」としての治水対策を推進することが急務となっている。

地元自治体においては、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考えの下、水田貯留や森林整備等の流出抑制対策のほか、命を守る取組として国・県・市町村との連携によるタイムラインの運用、ダム放流等の情報やリスク情報提供の充実等、ソフト対策を積極的に実践し、さらに水災害リスクを踏まえた土地利用の誘導等、まちづくりと一体となった流域治水対策を強力に推進している。また、将来にわたって活力ある持続可能な地域づくりのため、平時には多くの恵みをもたらす河川や水辺の持つ多様な機能を活用し、まちと自然が調和した良好で魅力ある水辺空間の保全・形成を進めているところである。

治水事業は、住民の生命・財産を守り、健康で豊かな暮らしと安全・安心な活力ある社会を実現するための根幹をなす社会資本整備である。地域住民の安全・安心の確保に責務を負う我々としては、関係者連携による流域治水対策を強力に推進するとともに、被害を未然に防ぐ「事前防災対策」の加速化に取り組むことが重要である。

ついては、国と地方が適切な役割分担のもと、責任をもって、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進め、安全で安心な国土を実現すべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

記

- 1 四国地方は水災害の発生しやすい地形特性を有する上に、近年は気候変動の影響により水災害の頻発化・激甚化が顕著となっている。この現状を鑑み、従来の治水対策事業費は勿論のこと、令和 7 年度に最終年度を迎える「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に位置付けられた事業が着実に実施されるよう、現下の物価高騰による人件費等の上昇を見込んだ予算の確保・増額を行うこと。
また、5 か年加速化対策期間後も切れ目なく治水事業を継続する必要があることから、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を令和 6 年内に策定するとともに、計画に基づき事業を推進するための予算については、5 か年加速化対策と同規模以上を確保し、更なる事前防災対策の加速化に取り組むこと。
- 2 将来の気候変動の影響による災害への対応には、治水施設整備等のハード対策の加速と水害リスク情報等のソフト対策の充実を一体的に進めることに加え、行政・企業・住民等のあらゆる流域関係者が連携と協働により、まちづくり・住まい方の工夫等もあわせて検討する「流域治水」の加速化・深化が欠かせない。各関係者が自分事として流域治水を実践していくために必要な予算の確保と財源措置を図ること。
また、各水系の河川整備基本方針について気候変動を踏まえた見直しを遅滞なく実施するとともに、河川整備計画の変更の際には、流域治水の実効性を確保すること。
- 3 気候変動による頻発化が懸念される洪水及び渇水への対策として、現在実施しているダム事業の一層の推進を図ること。また、「ダム再生ビジョン」に基づき、洪水調節機能の強化等、既設ダムの治水・利水・環境機能の回復・向上を推進すること。
- 4 切迫する南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、堤防、樋門等の河川、海岸構造物の地震・津波対策を着実に推進すること。
- 5 河川管理施設について、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現するため、予防保全の観点から、老朽等により機能低下した施設の計画的な修繕・更新を行うこと。
また、社会情勢や地域特性を踏まえ、施設の機能付加や強化を行い、インフラストックの適正化・向上を図ること。
- 6 河川等の水辺環境をグリーンインフラとして、その多様な機能を地域の歴史・風土等の特性とともに活かし、まちづくりと一体となった良好で魅力ある水辺空間の創出を、地方公共団体や地域と連携して推進すること。
- 7 国土交通省の地方整備局及び各事務所は、人口減少の進む四国地方において、国土強靱化や災害対応の際に重要な役割を担っている。また、「流域治水」の理念に基づいた治水対策を推進するにあたり、地方整備局の職員は、連携の強化においても必要不可欠となる。このことから、職員増強等により、地方整備局の組織体制を充実・強化するとともに、大規模災害が発生した際に被災地の早期復旧を図るため、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の拡充等による支援体制を一層強化すること。

令和 6 年 5 月 20 日

第 57 回 四国治水期成同盟連合会総会
第 23 回 四 国 河 川 協 議 会 総 会